

# 別府市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日  
別府市教育委員会

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員の長時間勤務が深刻な問題となっている中、教育職員の健康を守り、持続可能な学校教育を実現するため「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）の改正により、各教育委員会は教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための具体的な計画を策定することが義務付けられた。

本計画では、在校時間等の上限設定、業務量の適切な管理、健康確保措置の実施、働き方改革の推進等を定めることにより、教員が心身ともに健康を保ちながら、子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を提供できる環境を整えることを目指す。

本市においては、令和7年3月に策定した「第3期別府市教育大綱」の基本方針である「幸せや豊かさや満足感を感じる地域社会の実現」に向け、教育環境を整備し、子どもと向き合う時間の確保に向けた課題を明確にしたうえで取組を推進し、その進捗状況を共有しながら、具現化していくことが重要である。

これまで「第2期別府市立学校業務改善計画」に基づき取組を進めてきたが、その改定時期にあたり、国の指針も踏まえ、給特法第8条に基づき、新たに本計画を策定する。

### (2) 本市の現状

令和2年3月に「別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を示し、また、令和4年1月には「第2期別府市立学校業務改善計画」を定め、各学校においても、勤務実態改善計画を作成した。

これらの取組の結果、過去3年間の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりである。

#### 【時間外在校等時間の状況】

校種	年度	月平均 超過時間	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	令和4年度	25時間41分	13.4%	0.5%
	令和5年度	25時間15分	11.5%	0.7%
	令和6年度	23時間18分	10.3%	0.9%
中学校	令和4年度	34時間53分	34.4%	2.3%
	令和5年度	35時間04分	31.5%	2.7%
	令和6年度	32時間41分	24.0%	2.3%

以前よりも改善が見られるものの、教育職員の時間外在校等時間については、文部科学省が示すガイドライン（月 45 時間）を上回っている現状がある。その要因として、業務及び事務作業の増加、人員不足等が複合的に作用し、教育職員の長時間勤務につながっている。特に、中学校においては、部活動指導における業務の負担が大きいことが課題である。

これらの問題を解決するためには、業務の効率化とともに人員の確保を図り、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

本計画において、令和 11 年度末までに達成を目指す目標は、以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- イ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。
- ウ 1 年間の時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間以下にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 5 日以上にする。  
【R6:平均取得日数 4.6 日】
- イ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 70 以下とする。  
(全国平均 100) 【R7:5/1~8/31 結果…小 73、中 78】

## 3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【「3 分類」①関係】
  - ・学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 学校徴収金の徴収・管理【「3 分類」③関係】
  - ・学校徴収金について、徴収及び管理の効率化を図るため、デジタル技術の活用を検討する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応【「3 分類」⑤関係】
  - ・市長部局とも連携し、直接苦情等に対応する相談窓口の設置や学校が弁護士等

の専門家を活用できる環境整備を検討することで、教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情及び要求等に対応できる体制構築に向け検討する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### □調査・統計等への回答【「3分類」⑥関係】

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### □学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理【「3分類」⑦関係】

- ・各種団体等から学校を通じて配布を依頼される各種チラシ類については、教育委員会を経由した取り扱い方法を見直す。今後は、ポスター掲示用と各学級に1部ずつ配布する最小限の部数のみを受け入れるなど、業務の3分類における趣旨を十分に考慮しながら、原則廃止も視野に入れた望ましいあり方について検討する。

##### □ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理【「3分類」⑧関係】

- ・保守業者等の見直しを図り、学校の困りに迅速に対応できるシステムを構築する。
- ・各学校へのICT支援員の派遣回数増及び定期派遣を検討する。

##### □学校プールや体育館等の施設・設備の管理【「3分類」⑨関係】

- ・教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、その他の管理については外部委託等も積極的に検討する。
- ・水泳指導のあり方について、民間委託を含め検討する。

##### □校内清掃【「3分類」⑫関係】

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等を促進する。

##### □部活動【「3分類」⑬関係】

- ・令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域移行（地域展開）を実現する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員及び地域指導員の配置拡充や合同部活動の実施等を進める。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### □授業準備【「3分類」⑮】

- ・授業準備支援に係るデジタル技術や生成AIの導入、活用を促進する。

##### □学習評価や成績処理【「3分類」⑯】

- ・デジタルドリルや学習支援ツールの積極的な活用を促す。
- ・校務DXによるデジタル技術の活用により、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

#### □支援が必要な児童生徒・家庭への対応【「3分類」⑨】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が校内会議に参加することを進め、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣の拡充を目指す。

#### (2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術や生成AIの活用により、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、40%に向上させる。【R6:結果35.1%】

#### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における市内一斉定時退校日を現在の月1回（第3水曜日）から、月2回（第1・第3水曜日）設定するよう推進する。
- キ 令和9年度までに、学校閉庁日を現在の夏季休業日期间中の3日間（原則として8月13日～8月15日）から、冬季休業日期间中も含めて5日間の設定をし、休暇取得を促進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、別府市のホームページで公表する。また、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に関する専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 6 その他

- 令和8年度 第1回の総合教育会議において、策定した計画を、給特法の規定に基づいて報告する。
- 令和9年度以降 総合教育会議において、実施状況(目標達成状況含む)を、給特法の規定に基づいて報告する。